

## 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

### 【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設などの政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は増築することができる。

### 【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社ビートルエンジニアリング 代表取締役 西原 靖博	北九州市若松区向洋町 10番5他5筆  (工業専用地域)	敷地面積 29,006.00 m <sup>2</sup>	処理施設の種類 ごみ処理施設
		建築面積 10,101.56 m <sup>2</sup> (申請部分 10,101.56 m <sup>2</sup> )	処理能力 144t/日(24時間)
		延床面積 10,972.43 m <sup>2</sup> (申請部分 10,972.43 m <sup>2</sup> )	

### 【許可を必要とする理由】

申請者は、現在、若松区響町一丁目62番39と、若松区響町一丁目105番24の2箇所において、建築基準法第51条ただし書に基づく敷地の位置の許可を受けて産業廃棄物処理施設を操業している。

今回、申請者が別敷地で所有する若松区向洋町10番5他5筆において、北九州市及び近隣自治体が回収する容器包装及び製品プラスチックを製品材料等に再生するごみ処理施設の新築を計画している。

その計画内容の1日当たりの処理能力が5t以上で、建築基準法施行令第130条の2の2第一号に規定するごみ処理施設に該当するため、建築基準法上の許可が必要となることから、建築基準法第51条ただし書の規定により、都市計画審議会の議を経るものである。